

綾部市新型コロナウイルスワクチン接種計画
(第 4.7 版：令和 4 年 9 月 1 6 日)

綾部市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部

1 概要

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため、総力を挙げて、その対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、開発が進められ、国、府、市、医療機関等がそれぞれの役割を持って必要な体制確保に取り組んでいくこととされている。

この計画は、国、府、綾部医師会、市内医療機関の支援、協力の下、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」などのガイドラインを踏まえて、市民に円滑に接種するための方策を示すものである。

なお、この計画は、今後のワクチンの供給状況をはじめとした各種要因により、必要に応じ見直すこととする。

2 基本的な考え方

今般の新型コロナウイルスワクチンの接種は、予防接種法に規定する特例的な臨時接種の位置づけで、一定の努力義務（妊婦は除く）はあるが、最終的な接種の判断は任意となる。接種を希望する方に、円滑に接種できるよう努めることを基本とする。

また、当面、薬事承認された新型コロナウイルスワクチンの内、供給見通しが示されているワクチンの使用を前提に、接種体制に構築に当たっては、以下の点に留意する。

- ア 通常の診療に悪影響を及ぼさないよう配慮すること
- イ 接種会場での感染防止対策を講じること
- ウ 新型コロナウイルスワクチンの取り扱い、特性を考慮すること
- エ 接種会場までの交通手段を確保すること
- オ 接種が円滑に実施されるよう、綾部医師会と十分に協議すること
- カ 京都府との十分な連携や支援を求めること

3 新型コロナウイルスワクチン接種要領

(1) 接種対象者

- ア 原則として、綾部市の住民基本台帳に記録されている者。
- イ 薬事承認において、接種の対象とならない者は、対象から除外される。
- ウ 接種日に住民基本台帳に記録のない者でも、やむを得ない事情があると認められる場合は、接種できる。
 - ・入院、施設入所者、出産のため里帰りしている妊産婦、単身赴任者 など
 - ・里帰り出産妊婦、単身赴任者などは、居住市町村への届け出が必要

(2) 接種順位、接種時期、概数等

国のガイドライン、京都府の見解による基本的な接種順位は、次のとおりである。

なお、接種体制の確保は、医療従事者等は京都府が、高齢者以降は、基本的に綾部市が担うが、国、京都府が実施する大規模接種、各企業等で実施する職域接種と並行して接種を進める。

- ① 医療従事者等（消防職員、保健師含む）
- ② 高齢者（令和4年3月31日時点で満65歳となる方）
- ③ 基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者
- ④ 上記以外の者（令和4年3月31日時点で12歳未満の方を除く）

※体制が整った場合、高齢者施設の従事者は、高齢者施設の入所者と同じタイミングで接種できる。

※居宅サービス事業所等の従事者が、自宅療養中の高齢の患者、濃厚接触者のサービス提供を行う意向を示し、市に登録した場合、優先接種の対象に含むことができる。

※7月末の高齢者接種完了の日途がたった場合、高齢者、基礎疾患を有する方等の接種の機会が損なわれないようにした上で、独自の優先枠を検討できる。

このことを踏まえ、綾部市が実施主体となる接種について、下記のとおりとする。

対象者		接種時期	対象人数	接種方法
高齢者施設入所者		4月26日～6月末の週	約830人	巡回接種等
高齢者施設従事者 高齢者施設に併設する居宅サービス事業所従事者			約720人	
患者、濃厚接触者に接する居宅サービス事業所従事者		4月26日～6月末の週	約220人	巡回接種等（サテライト型接種）
		7月17日～8月末の週		集団接種
高齢者（65歳以上の者）		6月2日～7月末の週	約12,000人	集団接種、個別接種
60歳～64歳の者		7月上旬～8月中下旬	約2,000人	集団接種、個別接種
障害者施設等入所者、利用者		7月中旬～8月下旬	約100人	巡回接種等（サテライト型接種）、個別接種
障害者施設等従事者			約60人	
5 9 歳 以 下	保育・教育関係者	7月18日～8月末の週	約430人	集団接種
	基礎疾患を有する者	ワクチンの供給状況に応じて、7月下旬から順次接種を開始	約2,000人	集団接種、個別接種
	上記以外の者（16歳～59歳）		約10,140人	
	上記以外の者（12歳～15歳）		約1,100人	
計			約29,600人	

※接種の終了時期は、令和5年3月末とする。

(3) 接種会場、接種方法

高齢者施設等の入所者、従事者については、巡回接種等で実施する。

高齢者については、集団接種を基本とするが、個別接種についても、補完的な接種として実施する。また、在宅療養者に対するかかりつけ医の訪問による接種など多様な接種方法を検討する。

64歳以下については、集団接種を基本としつつ、個別接種を併用する。

接種方法	場所
集団接種	あやべ・日東精工アリーナ(綾部市市民センター)
個別接種	各医療機関
巡回接種等(サテライト型接種含む)	各高齢者施設等

(4) 接種券等の発送

接種順位に基づき、接種券等の発送を行う。

対象者	発送時期	備考
高齢者施設等入所者、従事者 居宅サービス事業所従事者	4月中旬～	令和3年1月1日基準住基抽出、 V-sys 発行
高齢者(65歳以上の者)	4月26日	令和3年1月1日基準住基抽出
60歳～64歳の者	6月21日	令和3年4月1日基準住基抽出
12歳～59歳の者	7月2日	

※12歳については、満12歳に到達した月の翌月に順次発送する。

(5) 予約開始日

対象者	接種券 発送時期	予約開始日		接種開始期日
		基礎疾患有	基礎疾患無	
高齢者(65歳以上の者)	4月26日	4月27日		6月2日
60歳～64歳	6月21日	6月28日		7月上旬(集団) 7月19日(個別)
50歳～59歳	7月2日	7月12日	7月16日	7月下旬から順次 開始
40歳～49歳		7月16日	7月22日	
30歳～39歳		7月22日	7月27日	
20歳～29歳		8月5日	8月10日	
12歳～19歳		8月10日		

(6) 接種日程

接種方法	対象	日程等	
集団	高齢者 (65歳以上)	6月2日(水)からの水、土、日曜日。 接種時間 水曜日 午後1時～3時、 土曜日 午後1時～6時30分 日曜日 午前9時～12時、 午後1時～6時30分	
	60歳～64歳	7月上旬からの水、土、日曜日。 接種時間は高齢者と同様	
	59歳以下	居宅サービス従事者	7月17日(土)～8月29日(日)の土、日曜日で、日程割当
		保育・教育関係者	7月18日(日)～8月29日(日)の土、日曜日で、日程割当
		基礎疾患を有する者 上記以外の者	7月下旬からの水、土、日曜日。 接種時間は高齢者と同様
個別	高齢者 (65歳以上)	各医療機関が定める日時とし、6月中旬から、集団接種の補完的接種として実施	
	60歳～64歳	各医療機関が定める日時とし、7月19日(月)から実施	
	59歳以下	基礎疾患を有する者 上記以外の者	各医療機関が定める日時とし、7月下旬から実施
巡回等	施設入所者等	高齢者施設等については、巡回接種として、5月の水曜日午後、土曜日午後、日曜日午前・午後を中心に実施する。なお、施設で接種体制が確保可能な場合(サテライト型施設)は、随時実施。障害者施設については、7月中旬から実施。	

※集団接種の実施期間は、10月23日(土)までとする。

※集団接種の実施時間等は、予約状況などにより変更することがある。

(7) 予約方法、接種の流れ

ア 集団接種

項目	内容
1回目予約	日程に基づき、接種日の予約を行う。予約の方法は、コールセンターへの電話、WEB、ファクスなどによる。
1回目接種	接種券、記入済の予診票、本人確認資料（マイナンバーカード、免許証、健康保険証などのいずれか）を持参し、予約日時、接種会場で接種
2回目予約	接種会場で、1回目の接種から3週間後の日程を案内する。
2回目接種	1回目接種と同様に接種

イ 個別接種

項目	内容
1回目予約	日程に基づき、接種日の予約を行う。予約の方法は、コールセンターへの電話、ファクスによる。希望日時やかかりつけ医の有無などによりコールセンターで医療機関を案内する。 なお、医療機関での受付は行わない。
1回目接種	接種券、記入済の予診票、本人確認資料（マイナンバーカード、免許証、健康保険証などのいずれか）を持参し、予約日時、医療機関で接種
2回目予約	医療機関で、1回目の接種から3週間後の日程を案内する。
2回目接種	基本的に同じ医療機関で、1回目接種と同様に接種

(8) 相談体制

	電話番号、開設時間等	相談内容
綾部市新型コロナワクチンコールセンター	0773-42-0020（10回線） Fax 0773-42-5488 午前8時45分から5時15分 （土日、祝日を除く）	接種予約の受付、接種日程、接種会場、接種までの流れの案内など身近な相談
京都府新型コロナワクチン相談センター	075-414-5490 Fax 075-414-5987 午前9時から午後7時 （土日、祝日を含む）	ワクチンの副反応に関する相談などの専門的な相談
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761-770 午前9時から午後9時 （土日、祝日を含む）	施策の在り方など全般的な問い合わせ

(9) 新型コロナウイルスワクチン等の確保、保管、運搬

当面、供給見通しの示されているファイザー社製のワクチンの取り扱いについて、次のとおりとする。

項目	内容
ワクチンの確保	国が示す基本配分計画を参考とし、ワクチン接種円滑化システム(V-s y s) への入力により、必要量の割り当てを受ける。
ワクチンの保管	超低温冷凍庫を綾部市立病院、保健福祉センターに配置し、ワクチンを保管する。 また、小分け後のワクチンについては、冷蔵庫(2~8℃)を活用する。
ワクチンの接種会場への運搬	超低温冷凍庫から使用するワクチンを小分けし、保冷バッグ、バイアルホルダーを活用し、接種会場に運搬する。

(10) ワクチンに余剰が出た場合の対応

可能な限り、ワクチンの廃棄を無くすために、接種会場でワクチン余剰が発生した場合は、下記の対応とする。

接種方法	内容
集団接種	・ 集団接種運営従事者に接種を行う。 ・ 事前に、10分以内に集団接種会場に到着できることを条件とし、キャンセル待ち接種者を募り、名簿を作成する。接種会場で余剰ワクチンが出た場合は、名簿順に連絡し、ワクチン接種を促す。
個別接種	・ 事前に、接種券を持つ予備の接種者を定めておき、接種を行う。
巡回接種等	・ 事前に、接種券を持つ予備の接種者を定めておき、接種を行う。

(11) 気象警報等が発令された場合の対応

集団接種日に、気象警報等が綾部市に発表され、集団接種会場で避難所を開設する必要性が生じた場合は、集団接種を中止する。ただし、集団接種途中で気象警報等が発表された場合は、状況に応じて、判断することとする。

代替措置は、後日日程を確保し、集団接種等を実施することを綾部医師会と協議を行う。

4 対象者の接種会場までの送迎手段の確保

集団接種会場までの交通手段については、本人または家族などによる送迎を基本とするが、周辺地域については自治会連合会の拠点施設等と集団接種会場の間で、バス等による送迎を行う。

各自治会連合会と調整の上、送迎希望者を各自治会連合会で取りまとめを行い、6月下旬から7月下旬に送迎を希望する方の集団接種を実施する。

5 職域接種の推進と国・府実施の大規模接種の周知

職域単位での接種が可能とされたことを踏まえ、早期に接種券の発送を行うとともに、企業、商工会議所に情報提供、連携し、職域接種を推進するとともに、各事業所に対して、従業員の接種に対する配慮をお願いする。

また、国・府実施の大規模接種について、積極的な周知を行い、接種を加速化する。

6 ワクチン接種証明の発行

ワクチン接種証明は、新型コロナウイルス感染所が世界的まん延している現状において、国際的な人的往来における防疫措置や各種行動制限が講じられているが、ワクチン接種を受けた者について、これら制限措置の一部緩和を相手国等が判断できるよう、ワクチン接種を公的に証明するものである。

証明書の発行は、海外への渡航を前提としたものであり、7月26日から受付を開始する。

7 市民、事業所に対する情報提供

新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報を綾部市ホームページ、広報あやべ「ねっと」、エフエムあやべ、あやべーる、などで随時提供するほか、綾部市自治会連合会、綾部市民生児委員協議会、介護事業所、市内企業などを通じて概要をお知らせする。

8 新型コロナウイルスワクチン接種推進の体制

(1) 綾部市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部

副市長を本部長とした綾部市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置し、庁内の応援体制を確立するとともに、さらには綾部市立病院とも連携した推進体制を整備する。

(2) 対策チーム

実務者によるワーキングチームを編成し、具体的方策を検討する。

(3) 綾部医師会との連携会議

新型コロナウイルスワクチンの接種にあたっては、綾部医師会、医療機関の協力が不可欠であるため、綾部医師会と接種に向けて、定期的に情報共有、協議を行い、医療従事者の確保など接種体制を整える。

(4) 外部委託の積極的な活用

予約の受付などのコールセンターの運営、接種券の発送業務、集団接種会場の設営などは外部委託し、職員は安全で円滑な接種本体の業務に注力する。

【参考】

ワクチンに関する情報

ワクチン	ファイザー	武田／モデルナ
接種回数	2回（21日間隔）	2回（28日間隔）
保管温度	△7.5℃±1.5℃：1.5か月 2～8℃：1か月	△2.0℃±5℃：9か月 2～8℃：1か月
1バイアルの単位	6回分／バイアル	10回分／バイアル
最小流通単位	195バイアル	10バイアル
バイアル 開封後の条件	接種前に生理食塩液で希釈 希釈後、室温で6時間	希釈不要 2～25度で12時間
対象年齢	12歳以上	12歳以上
有効期限の取扱い	有効期限が6か月前提で印字されている場合、9か月延長した日付で読み替えること 9か月前提で印字されている場合は6か月延長した日付で読み替えること	有効期限が6か月前提で印字されている場合、3か月延長した日付で読み替えること